

## 「京都版地域クラブ活動（仮称）」の活動場所に係る調査等業務 仕様書

### 1 事業の目的

本市における中学校部活動地域展開の方針等を踏まえ、「京都版地域クラブ活動（仮称）」の活動場所に係る調査等を実施する。

※「京都版地域クラブ活動（仮称）」は、地域クラブ活動に関する本市独自の呼称。

### 2 履行期間

契約締結日～令和8年10月30日

### 3 業務の内容

- ・「京都版地域クラブ活動（仮称）」の活動場所における調査業務
- ・「京都版地域クラブ活動（仮称）」の活動場所における提案業務

### 4 業務実施方法

#### (1) 「京都版地域クラブ活動（仮称）」の活動場所における調査業務

「京都版地域クラブ活動（仮称）」の実施にあたり、その活動場所の候補となる京都市立中学校、小中学校の施設利用に関して、以下の通り情報を整理のうえ、調査を実施すること。

#### ア 調査対象

京都市立中学校（62校）、京都市立小中学校（10校）

#### イ 調査内容

- ・放課後及び土日・祝日に利用されている学校施設（普通教室及び特別教室含む）と具体的な利用内容、利用主体（曜日、時間帯ごと、また、各活動の際に鍵を利用する場合は、鍵の管理状況や鍵の設置場所も含む）  
※屋外施設については、雨天時の利用状況も含む
- ・各学校施設において保管されている物品・備品（部活動等で使用されている物品（簡易夜間照明や楽器含む）、AEDなど）
- ・利用可能な出入口やトイレ、更衣室、共有スペース
- ・各学校施設のエアコンの使用可否
- ・地域クラブ関係者の駐車場（駐車可能なスペース）の利用可否（台数と時間帯）
- ・地域クラブ参加者の送迎時における駐車場の短時間の停車可否（台数と時間帯）
- ・地域クラブ関係者及び参加者の駐輪場（駐輪可能なスペース）の利用可否（台数と時間帯）
- ・地域クラブの荷物（備品等）の保管場所の有無、面積
- ・現在、学校教育活動や放課後、休日に学校施設を利用（地域関係者の利用含む）する中で、学校が把握している課題（例：部活動で発生する音（騒音等）に対して、地域住民から相談を受けている等）

#### (2) 「京都版地域クラブ活動（仮称）」の活動場所における提案業務

上記「1「京都版地域クラブ活動（仮称）」の活動場所における調査業務」の調査結果及び本市が提供する各学校のデータ（「各京都市立中学校、小中学校における部活動の実施状況（Excel）」、「各京都市立小学校の児童によるクラブ活動ニーズ調査の結果（Excel）」、「各京都市立中学校、小中学校の施設図面（PDF）」）を基に、次の内容を整理するとともに、中間報告を実施すること。

#### 【提案・整理事項】

##### ア 各区分におけるクラブ活動ニーズの分析調査

- ・「各京都市立中学校、小中学校における部活動の実施状況（Excel）」及び「各京都市立小学校の児童によるクラブ活動ニーズ調査の結果（Excel）」を基に、児童が希望する活動内容を小学校、中学校区、行政区、全市の区分で分析し、各中学校、小中学校施設において、実現可能な種目、活動等を提案すること。
- ・分析する資料の作成にあたっては、A4用紙を使用し、スポーツ及び文化芸術に分けて各資料1ページ以内に収めること。資料の縦軸は「種目・活動内容（中学校区の場合、現在、当該校区で実施されていない種目、活動を着色する等、明確化すること）」、横軸は「当該種目・活動を希望する児童の人数（男女別に分析）」とすること。

- イ 各施設の利用方法等の図示による提案（図示のイメージは、別紙「イメージ①、②」参照）
- ・「各中学校、小中学校の施設図面（PDF）」を基に、地域クラブ活動関係者及び参加者の利用が想定される各施設（出入口やトイレ、更衣室、共有スペース等含む）の利用方法や留意点、校地外から各施設への導線について、学校毎に図示のうえ提案すること。
  - ・提案する資料の作成にあたっては、事前に学校を訪問し、学校長等とも相談すること。なお、学校を訪問する時期は、学校とも相談し、各校の繁忙期※を避けるように努めること。

※繁忙期でない時期（例）

土日・祝日及び学校閉鎖日を除く夏季休業期間（令和8年7月23日～8月6日、8月17日～8月25日）

など

**【成果物案の中間報告】**

- ・中間報告として、令和8年9月18日までに作成中の成果物案の資料を本市に提出すること。また、受託者が提出した成果物案をもとに本市と協議を行うこととし、その際、本市が調査及び分析等に関して指示する内容を踏まえ、最終成果物の作成及び提出を行うこと。

**(4) 成果物について**

業務完了後、成果物を提出し、検査を受けなければならない。仕様を満たしていないと本市が判断した場合、受託者の責任において関連する項目を早急に再検査し、不良箇所等を修正すること。

資料の提出にあたっては、原則DVD-Rに保存し、京都市教育委員会体育健康教育室に提出すること。ただし、京都市教育委員会のネットワークを管理する、京都市教育委員会学校事務支援室が許可する一部のオンラインストレージ等を利用することも可能とする。なお、小型大容量記録媒体（USBメモリ等）による提出は情報漏えいのリスクがあるため不可とする。

※ 業務内容や成果物は、予定価格の範囲内であれば、記載項目以外の追加提案を可能とする。

**【各業務における提出期限】**

業務名	提出期限
4（1）「京都版地域クラブ活動（仮称）」の活動場所における調査業務	令和8年6月末まで
4（2）「京都版地域クラブ活動（仮称）」の活動場所における提案業務	令和8年10月末まで ※中間報告を令和8年9月18日までに 行うこと

**5 予定価格**

企画提案書の作成にあたっては、総額を3,400,000円（消費税及び地方消費税相当額含む）までとする。

**6 支払い**

履行確認後、受託者からの適法な請求書に基づき支払いを行う。なお、請求書、納品書等の書類については、受託者で作成のうえ、京都市教育委員会体育健康教育室担当者へ送付するものとする。

**7 契約に係る内訳明細書の提出**

受託者は契約締結後、契約に係る内訳明細書を提出し、承認を得ること。

**8 その他**

**(1) 諸経費の負担**

本事業の履行に当たり、以下の諸経費は受託者の負担とする。

- ア 本事業に係る物品等の配送手数料
- イ 支払いに係る振込手数料

(2) 守秘義務

受託者は、本事業を遂行する上で知り得た情報を本事業の目的外に使用してはならないほか、第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了した又は解除された後においても同様とする。

(3) 本市資料等の提供

本事業の履行に当たり、必要と思われる資料及びデータは本市が所有又は入手できる範囲において提供する。受託者は、本市から提供された資料及びデータを本契約に基づく業務を処理するためにのみ用いるものとし、本市の許可なく複写や複製、外部へ持ち出してはならない。また、受託者は、業務が終了したとき、本市の求めがあったとき又は本業務に必要ななくなったときは、本市から提供された資料及びデータを本市に返却すること。

(4) 関係法令の遵守

本業務の実施に当たっては関係法令を遵守すること。

(5) 安全管理

本業務の実施に当たり安全管理に万全を期すこと。災害・事故等が発生した場合、緊急に必要な措置を行うとともに、速やかに報告書及び資料を作成し、本市に報告し、その指示に従うこと。

(6) 受託者は、本業務を遂行するに当たり、「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」の内容を遵守すること。

(7) 受託者は、本事業を遂行するに当たり、本仕様書に記載されていない事項又は作業を行う上で疑義が生じた場合は、必ず本市と協議を行い対応すること。



